

杉並区区制施行 90 周年記念「東京ごみ戦争」ドキュメンタリー動画等 制作業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区（以下「区」という。）の歴史の中で、区民や区に大きな影響等を与えた出来事の一つである「東京ごみ戦争」について、当時の様子を知る方々の証言やいきさつ、時代背景等のほか、その後整備された杉並清掃工場や高井戸市民センター等施設や、地域の状況、住民意識の変化について適切に記録することにより、住民運動の成果や意義、当事者の方々が地域や子どもたちの未来に向けて抱いていた想い等を広く区民と共有し、後世に継承するとともに、環境問題に対する区民の意識の醸成と向上を図ることを目的とします。

2 業務の概要

- (1) 業務名 杉並区区制施行 90 周年記念「東京ごみ戦争」ドキュメンタリー動画等制作業務
- (2) 業務内容 詳細は、別紙 1「業務説明書」参照
- (3) 履行場所 杉並区役所及び別途区が指示する場所
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和 4 年 9 月 20 日（火）まで
- (5) 事業規模 上限額 5,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

3 参加資格

次に掲げる全ての条件を満たす事業者とします。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 令和 4 年 4 月 1 日時点で、過去 5 年程度の間、提案業務又はそれに類似する業務の実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 杉並区競争入札参加有資格指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (5) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の特例猶予を受けている場合はその旨を証する書類（「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その 1）」）を提出すること。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規則に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。

- (9) 複数の事業者により構成された共同事業体（以下「共同事業体」という。）で参加する場合は、必ず代表する事業者を定めること。また共同事業体の構成事業者は、この公募において別の共同事業体の構成事業者となっていないこと、又は、単独で参加者になっていないこと。共同事業体が本プロポーザルに参加する場合は、全ての構成事業者が（１）から（８）の参加資格を全て満たすこと。

※共同持株会社を構成するグループから参加することができるのは、一法人のみです。

4 実施手順

内 容	実 施 日 等
① 実施要領の公表	令和４年４月２７日（水） ※ 窓口では実施要領は配布しません。
② 質問受付期間	令和４年４月２７日（水）から令和４年５月６日（金）午後３時まで ※ 質問及び回答は、令和４年５月１０日（火）に、区公式ホームページ上で一括して公開します。
③ 参加申込書等提出期限	令和４年５月１３日（金）午後３時必着 ※ 参加申込をせずに企画提案書等を提出することはできません。
④ 企画提案書等提出期限	令和４年５月２０日（金）午後３時必着 ※ 参加申込書等を提出しても、期限までに企画提案書等の提出がない場合は辞退とみなします。
⑤ 第一次審査（書類審査）	令和４年５月下旬（予定） ※ 第二次審査の対象となる参加事業者を選定します（上位３事業者程度） ※ 第一次審査結果は、令和４年５月２７日（金）に発送する予定です。
⑥ 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング審査）	令和４年６月３日（金）
⑦ 受託者候補者選定結果の通知	令和４年６月８日（水） ※ 審査結果は、第二次審査参加者全員に通知します。

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

「質問書」（様式１）に質問内容を記載の上、電子メールにより提出し、件名を「ドキュメンタリー動画等制作業務プロポーザル質問書【事業者名】」としてください。また、電子メール送信後は、必ず下記「１１ 担当課（問合せ先）」あて、電話にて電子メールの着信を確認してください。

なお、電話での質問及び回答に対する再質問には応じません。

(2) 受付期間 令和４年５月６日（金）午後３時まで

(3) 回答方法

令和４年５月１０日（火）に、区公式ホームページ（プロポーザル案件のご案内）に掲載します。なお、意見の表明と解されるものや質問内容の不明瞭なもの等に対しては、回答しません。

6 参加申込書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、企画提案書等の提出に先立って以下のとおり必要な書類を期日までに提出してください。

(1) 提出書類及び部数 別紙2「提出書類一覧」のとおりです。

(2) 作成方法

提出書類は、正本・副本をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、提出書類一覧を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。また、表紙及び背表紙に、当該提出書類名「東京ごみ戦争」ドキュメンタリー動画等制作業務公募型プロポーザル参加申込書等」を付し、正本のみ事業者名を付してください。

副本については、応募事業者が特定できるような名称（社会福祉法人、株式会社等の表記を含む）、ロゴマーク等は、使用しないでください。それらが記載されている書類については、当該箇所をマスキングし、判別できないようにしてください。また、個人情報については、正本・副本とも同様の処理を行ってください。

(3) 提出方法 提出書類を確認の上受理しますので、持参（要事前予約）もしくは郵送（書留郵便に限る。）により提出願います。

※予約は担当課あて電話連絡をお願いします。

(4) 提出先 「11 担当課（問合せ先）」に同じ

(5) 提出期限 令和4年5月13日（金）午後3時まで

(6) 留意事項

- ① 「4 実施手順③参加申込書の提出」を行わず、企画提案書等を提出することはできません。
- ② 提出の遅延等の場合は、原因（郵送による提出時の未着、遅配等を含む）の如何を問わず、未提出として取り扱います。
- ③ 電子メールによる提出は受け付けません。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数 別紙2「提出書類一覧」のとおり

(2) 作成方法

- ① 提出書類は、正本・副本をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、提出書類一覧を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。
- ② 表紙及び背表紙に、当該提出書類名「杉並区区制施行90周年記念「東京ごみ戦争」ドキュメンタリー動画等制作業務公募型プロポーザル企画提案書等」を付し、正本のみ事業者名を付してください。
- ③ 副本は、適正に審査を行う観点から、応募事業者が特定できるような名称（社会福祉法人、株式会社等の表記を含む）、ロゴマーク等は使用しないでください。それらが記載されている書類は、当該箇所をマスキングし、判別できないようにしてください。また、個人情報については、正本・副本とも同様の処理を行ってください。

(3) 提出方法 提出書類の確認を行って受理しますので、持参（要事前予約）もしくは郵送（書留郵便に限る。）により提出願います。

※予約は担当課あて電話連絡でお願いします。

(4) 提出先 「11 担当課（問合せ先）」に同じ

(5) 提出期限 令和4年5月20日（金）午後3時必着

(6) 留意事項

- ① 提出の遅延等の場合は、原因（郵送による提出時の未着、遅配等を含む）の如何を問わず、未提出として取り扱います。
- ② 電子メールによる提出は受け付けません。

8 受託候補者の選定手順

「東京ごみ戦争」ドキュメンタリー動画等制作業務受託者候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリング内容を審査し、本業務に最も適していると認められる受託者候補者を選定します。

ただし、選定会議で審査した結果、一定の点数（配点総合計の6割）に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。また、区で設定する事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は、審査対象となりません。

(1) 評価基準の概要

評価項目	主な評価基準
法人の適格性	<ul style="list-style-type: none">・ 類似業務の実績・ 経営状況
企画提案内容	<ul style="list-style-type: none">・ 業務に対する理解と取組姿勢・ 動画に関する提案等の具体性・妥当性、構成内容・ 動画の活用想定・実現可能性・ 業務の執行体制・ 制作スケジュール・ 見積内容
見本動画	<ul style="list-style-type: none">・ 提出された見本動画の映像技術、完成度、分かりやすさ
総合評価	第一次及び第二次審査全体を通じた総合評価

(2) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定会議で第一次審査を実施し、第一次審査通過者（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3事業者程度を想定）を選定します。

② 第一次審査の結果

審査終了後、全ての応募事業者に令和4年5月27日（金）までに通知します。

③ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、選定会議において、企画提案の内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和4年6月8日（水）までに、第二次審査に参加した全ての事業者へ通知します。

また、選定結果は、後日、区公式ホームページ（プロポーザル案件のご案内）で公表します。なお、非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由について説明を求めることができます。

9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

特に、参加事業者（参加予定者の関係者を含む）は、選定会議の設置から選定の通知が来るまでの間、選定会議委員及びこの募集に関係する区職員（以下「選定委員等」という。）に対し、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触を禁止します。

接触の事実が認められた場合は、失格となります。ただし、以下のような場合は含まれません。

- ・ 実施要領に基づき区が実施する説明会・現地見学会等への参加
 - ・ 実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
 - ・ 現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
 - ・ 自らが構成員の一員となる団体（区との契約の相手方である等の利害関係がないものに限る。）と区が行う事業推進に関する意見交換会等への出席（当該団体が応募関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除く。）
 - ・ 区が主催する審議会、意見交換会等への出席
- (4) 企画提案書等の提出期限が守られなかった場合
 - (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

10 その他留意事項

- (1) 本件への参加費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円表記とします。
- (3) 契約書は、原則として区指定の標準契約書を使用します。
- (4) 受託者候補者が区と契約を締結する場合、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁じます。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾を得ることとします。
- (5) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。ただし、選定会議が必要と認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 提出された企画提案書等については、返却しません。
- (7) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例（昭和61年条例第38号）に基づき、提出書類等を公開することがあります。また、区は提出された文書等について、必要に応じて無償で使用することができるものとします。
- (8) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合は、「11 担当課（問合せ先）」まで電話連絡

の上、速やかに「参加辞退届」（様式 8）を持参又は郵送により提出してください。

- (9) 選定された受託者候補者が「9 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合は、必要な評価点数を満たした次順位の参加事業者と契約締結交渉を行うものとします。
- (10) 「東京ごみ戦争」の基本的内容については、
東京二十三区清掃一部事務組合 HP (<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp>)
すぎなみ学倶楽部 HP (<https://www.suginamigaku.org>)、
区 HP (<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>) を参照してください。
なお、杉並清掃工場「東京ごみ戦争歴史みらい館」の資料・映像は必ず閲覧してください。閲覧日時は、杉並清掃工場と日程調整の上、決定させていただきますので、5月13日（金）までに「参加申請書（様式 2）」に資料・映像閲覧希望日（第 1 希望日から第 3 希望日）を記入し、提出してください。
- (11) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、受託者候補者と区との協議により決定します。

11 担当課（問合せ先）

杉並区環境部ごみ減量対策課管理係 島宗・福羅

所在地：〒166-8670 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号（杉並区役所西棟 7 階）

電話：03 - 3312-2111 内線 3743・3723

E-mail：GOMIGEN-K@city.suginami.lg.jp

1 業務名

杉並区区制施行 90 周年記念「東京ごみ戦争」ドキュメンタリー動画等制作業務

2 業務の目的

杉並区（以下「区」という。）の歴史の中で、区民や区に大きな影響等を与えた出来事の一つである「東京ごみ戦争」について、当時の様子を知る方々の証言やいきさつ、時代背景等のほか、その後整備された杉並清掃工場や高井戸市民センター等施設や、地域の状況、住民意識の変化について適切に記録することにより、住民運動の成果や意義、当事者の方々が地域や子どもたちの未来に向けて抱いていた想い等を広く区民と共有し、後世に継承するとともに、環境問題に対する区民の意識の醸成と向上を図ることを目的とします。

3 履行期間 契約締結の翌日から令和 4 年 9 月 20 日（火）まで

4 履行場所 杉並区役所及び区の指定する場所

5 業務内容

次に掲げるとおりとします。なお、業務実施にあたっては、必要に応じ本区と受託者で協議の上実施する。

(1) 企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に区担当者と受託者で協議の上、ドキュメンタリー動画の制作・編集の方向性を確認し、内容を決定する。

(2) 動画制作

- ① 企画・構成に基づき動画を制作する。なお、企画提案書等の提案に先立ち、杉並清掃工場「東京ごみ戦争歴史みらい館」の映像を確認し、内容の差別化を図ること。
- ② 区が提供する資料・パンフレット（紙媒体・電子メール又はオンラインストレージサービスもしくは外部記録媒体等によって受託者に提供する）と、受託者が保有、取得、取材した情報及び内容をもとに動画制作を行う。なお、取材にあたっては、事前に区担当者と協議の上、必要に応じて区が仲介し、取材対象者との交渉を行うこととする。
- ③ 制作した動画には、音楽や音声、ナレーション、テロップ挿入等の編集作業を行い、動画の長さを①約 20 分程度のもの、②それを編集した約 10 分程度のもの、の 2 種類を制作する。また、「東京ごみ戦争」関係者による講演会で使用するため、制作動画を基にしたスライドショーを合わせて編集・制作する。
- ④ 制作した動画は、納品までに本区と複数回、内容を確認し、修正の指示を受けるものとする。
- ⑤ 動画は小中学校の教材・町会等の環境学習で利用できるものとする。また、環境関連事業における普及啓発資料としても使用できるものとする。なお、動画のその他の用途（例：YouTube 杉並区公式チャンネルでの配信）での実現可能性・課題等についても、企画提案書

に盛り込むこと。

(3) 成果品の納品

制作する動画形式はMP4とし、HDDディスクやUSBメモリ等の磁気媒体に保存して納品する。

6 工程表の提出

受託者は、契約締結後、区と協議の上、公募型プロポーザルで提案したドキュメンタリー動画制作に係るスケジュールを再調整し、提出すること。

7 納入場所 杉並区ごみ減量対策課

8 契約に関する条件等

(1) 再委託について

- ① 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し請け負わせてはならない。
- ② 受託者が、本業務の一部を第三者に委託し請け負わせる場合、あらかじめ当区の承認を得る必要があり、また、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「プロポーザル実施要領」の「3. 参加資格要件」を満たしておくこと。

(2) 権利の帰属等

- ① 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、全て区に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- ② 出演者の起用の他、既存の映像や音楽素材等を使用する場合は、原著作物、肖像について、著作権者、肖像権者の許諾を得るとともに、その許諾が失効又は解除される事態が発生しないよう、受託者において権利許諾処理を行うこと。なお、処理に伴う著作権料等の費用は受託者が負担すること。
- ③ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、区の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、区に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- ④ 撮影の際に必要な調整及び撮影許認可等の各種手続きは、受託者において行うこと。

9 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、区との調整会議を必要回数設け、本事業の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、区の都合により変更する場合がある。
- (2) 本業務の実施にあたっては、東京都、東京23区清掃一部事務組合、(財)杉並正用記念財団、その他関係者（以下「関係団体」という。）と必要な調整を十分に行うこと。なお、関係団体との連絡、調整は実施要領「11 担当課（問合せ先）」を通じて行うこと。
- (3) 区との調整会議は、区が指定した場所で行うこと。

- (4) 本業務に係る調整会議、打合せ等の必要経費及びその他の経費は、全て受託者の負担とする。
- (5) 関係団体、協力者と受託者との間において問題が生じた場合は、速やかに区に報告の上、区の指示に従うこと。
- (6) 区の信用を失墜する行為をしないこと。
- (7) 個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法及び区の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (8) 本業務の実施にあたり、事故や災害などの緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合などにおいても、本業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (9) 本業務に関する内容を区の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。また、区から提供された資料等について、善良な管理者の注意をもって管理及び保管し、かつ、本業務以外の用途に使用してはならない。
- (10) 本業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (11) その他、業務説明書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は区と協議を行ない決定するものとする。